



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14 階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 災害にあった場合の税制上の取扱い

はじめに

東日本大震災や平成28年熊本地震による被害に対し、法人税について個別通達が公表され、被害を受けた資産等の修繕に関する税務上の取扱いが明らかにされています。今回はこの個別通達の取扱いをご紹介します。

1. 災害損失特別勘定の損金算入

(1) 内容

法人が災害のあった日の属する事業年度において、その被災資産の修繕等のために要する費用見積額として、次の金額を災害損失特別勘定として経理したときは、その災害損失特別勘定として経理した金額は、その被災した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます。

この場合、その被災した事業年度の確定申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書を添付する必要があります。

①、②のいずれか多い金額	—	被災資産に係る保険金等で補填される金額
① 被災資産の帳簿価額	—	被災資産の被災事業年度終了の日における価額（時価）
②		被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる次の費用（修繕費用等）の見積額 （イ）被災資産の取壊し又は除去のために要する費用 （ロ）被災資産の原状回復のために要する費用 （ハ）土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用 （ニ）被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

なお①の被災事業年度終了の日における価額（時価）は、質疑応答事例において、建築業者など一定の専門知識を有する者が行った見積りによるなど、合理性があると認められる金額であれば時価として取り扱われることとされています。

(2) 被災資産の修繕費用の見積方法

上記(1)②の修繕費用等の見積額は修繕を行うことが確実なものについて、次により合理的に見積もります。

- ①建設業者、製造業者等による被災資産に係る修繕費用の見積額

- ②相当部分が損壊等をした被災資産について次の（イ）から（ロ）を控除した金額

- （イ）再取得価格又は国土交通省建築物着工統計の建築価額を基礎として、その取得の時から被災事業年度終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額
（ロ）被災事業年度終了の日における価額（時価）

(3) 災害損失特別勘定の益金算入

①原則

損金の額に算入した災害損失特別勘定の金額は、災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度終了の日に、その災害損失特別勘定の金額を取崩して益金の額に算入します。

②特例

やむを得ない事情により、被災資産に係る修繕が災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度までに完了しなかった場合に、その災害損失特別勘定の残額があるときは、その残額について税務署長に「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を提出し、税務署長の確認を受けた事業年度までの間に取り崩しをして、益金の額に算入することが認められます。

なお、災害損失特別勘定の金額を有する場合には、災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書を添付する必要があります。

2. 損壊した貸借資産等に係る補修費

法人が貸借している資産について災害により被害を受けた場合に、その借借人である法人に修繕の義務がない場合においても、原状回復として補修を行い、その修理に要した費用を修繕費として経理したときは損金の額に算入することができます。

なお、この場合の修繕費は災害損失特別勘定の繰入の対象にはなりません。

おわりに

今回ご紹介した災害損失特別勘定は、修繕が事業年度中に終了していない場合でも、要件を満たせば損金算入できる措置になります。少しでも参考になれば幸いです。（担当：佐藤敬一）